

2019年4月2日

受益者の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

**「パインブリッジ米国優先 REIT ファンド 2016-03（為替ヘッジなし）
（愛称：マンハッタン 3（為替ヘッジなし）」繰上償還のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「パインブリッジ米国優先 REIT ファンド 2016-03（為替ヘッジなし）（愛称：マンハッタン 3（為替ヘッジなし）」（以下、「当ファンド」といいます。）の基準価額が、2019年4月1日現在で10,302円となり、信託約款に定められた繰上償還を行う条件である「2019年3月29日以降に基準価額（支払済の収益分配金を含みません。）が10,250円以上」に到達しました。

つきましては、信託約款の規定にしたがい、2019年4月25日に償還することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

10,250円は当ファンドの償還を決定するための水準であり、組入有価証券の売却コストや市況動向等によっては、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあるため、ファンドの基準価額が10,250円以上であることを保証するものではありません。また、ファンドの償還価額が10,250円を上回ることを示唆または保証するものではありません。

当ファンドはこれまで同様、通常通りに換金を行うことが可能です。ただし、償還前にご換金される場合には、信託財産留保額として、ご換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額が差し引かれますのでご注意ください。なお、「パインブリッジ米国優先 REIT ファンド 2016-03（為替ヘッジあり）（愛称：マンハッタン 3（為替ヘッジあり）」は今まで通り運用を継続致します。

敬具

【本件に関するお問合せ】

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 電話番号 03-5208-5858

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで）